

1 趣旨

本連盟主催（共催）の各種大会は、多くの関係者の方々に協力いただいて成り立っている。それに対し災害補償は生徒が加入しているもののみである。全国においてスポーツ競技中の重大事故が発生している現状や、事故等が皆無とはいえないスポーツの特性を踏まえ、本連盟が主催（共催）する大会の役員等に傷害が発生した場合に見舞金を支給することを目的とし、本連盟が傷害保険に加入するものである。

2 見舞金支給制度の内容

- (1) 参加生徒、補助員については独立行政法人日本スポーツ振興センター共済給付金で対応するものとし、引率のみの職員については公務災害として対応する。
- (2) 参加生徒の災害補償並びに賠償保険について必要と思われる場合は、それぞれの専門部が検討し対処するよう努めること。
- (3) 補償内容について（東京海上日動）

支給対象者：主催(共催)大会役員とする（名簿に記載のあるもの）

支給対象要件：主催(共催)の県大会開催期間中（往復途上を含む）の偶発な事故

※往復途上とは、被保険者が所定の集合・解散場所と被保険者の住居との通常の経路とする。

見舞金支給内容（一人あたり）

ア 死亡・後遺症 500万円

事故の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合

イ 入院（日額） 5,000円

事故の日からその日を含めて180日以内に入院した場合、入院の日数に対し1日目から支給するが、事故の日からその日を含めて180日以内の入院に限る。

ウ 通院（日額） 3,000円

事故の日からその日を含めて180日以内通院した場合、90日を限度に1回目から支給するが、事故の日からその日を含めて180日以内の通院に限る。

エ 見舞金が支給されない場合

- ・故意によるけが
- ・けんか、自殺、犯罪行為によるけが
- ・無免許運転、酒酔い運転によるけが
- ・脳疾患、疾病、心神喪失（熱射病、日射病等）によるけが
- ・地震、噴火、津波によるけが
- ・他覚症状のないむち打ち症、腰痛
- ・既往症 等